

(案)

**柏崎市地域防災計画
(原子力災害対策編)**

令和8年(2026年) 月修正

柏崎市防災會議

柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）

【目 次】

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 本市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	
2 本市における他の災害対策との関係	
3 計画の修正	
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
1 発電所で想定される放射性物質の放出形態	
2 原子力災害の特殊性	
第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲	3
1 <u>予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）</u>	
2 <u>緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）</u>	
第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分	4
1 情報収集事態	
2 警戒事態	
3 施設敷地緊急事態	
4 全面緊急事態	
第8節 関係機関の事務又は業務の大綱	5
第9節 用語の解説	11

第2章 原子力災害事前対策

第1節 発電所における予防措置等の責務	14
第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出	14
1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議	
2 原子力防災要員の現況等の届出	
第3節 報告の徴収、立入検査	14
第4節 原子力防災専門官との連携	14
第5節 災害応急体制の整備	15
1 方針	
2 防災体制の整備	
3 原子力防災センター	
4 広域的相互応援体制の整備	
5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	
6 救助・救急及び消火活動体制の整備	
7 食料・物資の備蓄、調達供給活動	
8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	
9 自衛隊との連携体制	
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	19
1 方針	
2 情報の収集・連絡体制の整備	
3 情報の分析整理	
4 通信手段の整備	
5 原子力防災対策上必要な資料の整備	

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発	23
1 方針	
2 住民等に対する普及啓発項目	
3 教育機関における普及啓発	
4 要配慮者等への配慮	
第8節 防災業務関係者等への研修	24
1 方針	
2 研修の実施	
3 研修項目	
4 原子力事業者の研修計画	
第9節 原子力防災訓練	25
1 方針	
2 訓練項目	
3 国の総合的な原子力防災訓練への参画	
4 原子力事業者が実施する訓練	
第10節 緊急時モニタリング体制	<u>27</u>
1 方針	
2 緊急時モニタリング体制等の整備	
第11節 原子力災害医療体制	<u>28</u>
1 方針	
2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備	
3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	
4 原子力事業者における体制の整備	
第12節 避難・屋内退避実施体制の整備	29
1 方針	
2 避難計画の作成	
3 避難所等の整備	
4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備	
5 住民の避難状況等の確認体制の整備	
6 避難・屋内退避の住民等への事前周知	
7 学校等における体制の整備	
8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備	
第13節 広域避難体制の整備	32
1 方針	
2 避難所の確保・調整	
3 避難体制の整備	
4 市の業務継続性の確保	
第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等	33
1 方針	
第15節 緊急輸送活動体制等の整備	33
1 方針	
2 専門家の移送等の体制整備	
3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備	
第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	34
1 方針	
2 情報伝達体制及び設備の整備	
3 地区コミュニティによる共助意識の醸成	
第17節 発電所等上空の飛行規制	35

1 飛行規制の要請	
2 航空交通管制機関との連絡調整	
第18節 複合災害時対応体制の整備	36
1 方針	
2 複合災害を考慮した災害応急体制の整備	
3 情報の収集・連絡体制等の整備	
4 複合災害に関する知識の普及啓発	
5 複合災害を考慮した研修及び訓練の実施	
6 緊急時モニタリング体制の整備	
7 原子力災害医療体制の整備	
8 複合災害を考慮した避難・屋内退避実施体制の整備	
9 緊急輸送活動体制の整備	
10 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
第3章 緊急事態応急対策	
第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営	38
1 方針	
2 原子力災害対策本部等の設置基準	
3 原子力災害警戒本部の設置	
4 原子力災害対策本部の設置	
5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等	
6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	51
1 方針	
2 情報収集事態発生時の連絡等	
3 警戒事態発生時の連絡等	
4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等	
5 全面緊急事態における通報・連絡等	
6 応急対策活動情報等の連絡	
7 通信の確保等	
第3節 広域的応援対応	57
1 方針	
2 応援要請	
3 自衛隊の派遣要請等	
4 災害支援活動拠点	
5 応援に係る留意事項	
第4節 緊急時モニタリング等	58
1 方針	
2 緊急時モニタリング等の態勢	
3 緊急時モニタリングの実施	
4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表	
第5節 住民等への的確な情報伝達活動	59
1 方針	
2 住民等への情報伝達活動	
3 住民等からの問い合わせに対する対応	
4 原子力事業者の広報	
第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	61
1 方針	

2 避難・屋内退避等の指標	
3 避難・屋内退避等の対応方針	
4 避難・屋内退避の実施	
5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査等の実施	
6 要配慮者等への支援	
7 学校等施設における避難措置	
8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	
9 交通の規制及び立入制限等の措置	
10 感染症流行下での防護措置	
11 避難所等の開設・運営等	
12 避難者及び屋内退避者の生活支援	
13 市の業務継続に係る措置	
14 原子力被災者生活支援チームとの連携	
15 避難・屋内退避の解除	
第7節 治安の確保	70
1 方針	
2 警戒区域の設定等	
3 警戒区域への立入制限措置	
4 交通対策活動	
5 警戒警備活動	
6 飛行規制措置	
第8節 原子力災害医療の実施	71
1 方針	
2 県緊急時医療本部の設置	
3 国等への応援要請	
4 原子力災害医療活動の実施	
5 安定ヨウ素剤の服用	
6 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送	
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	73
1 方針	
2 検査の実施	
3 飲食物の摂取制限及び出荷制限	
4 農林水産物等の採取及び出荷制限	
5 飲料水及び飲食物の供給	
第10節 緊急輸送活動	74
1 方針	
2 緊急輸送活動	
3 緊急輸送のための交通確保	
4 輸送体制	
第11節 救助・救急及び消火活動	76
1 方針	
2 活動内容	
3 原子力事業者の消火体制	
4 海上における救助・救急対策	
5 空からの救助・救急対策	
第12節 防災業務関係者防護対策	77
1 方針	
2 防災業務関係者の安全確保	

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	79
1 方針	
2 原子力事業者等の活動	
3 国の活動	
4 消防機関の活動	
5 警察機関の活動	
6 海上保安部署の活動	
7 市及び県の活動	
第4章 複合災害対策	
第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	82
1 方針	
2 災害対策本部等の設置基準	
3 原子力災害警戒本部の設置	
4 原子力災害対策本部の設置	
第2節 複合災害時における応急対策	82
1 方針	
2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
3 緊急時モニタリング	
4 住民等への情報伝達活動	
5 避難・屋内退避等の防護措置	
6 原子力災害医療の実施	
7 緊急輸送活動	
8 救助・救急及び消火活動	
第5章 原子力災害中長期対策	
第1節 基本方針	86
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	86
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	86
第4節 放射性物質による汚染の除去等	86
第5節 各種制限措置の解除	86
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	86
第7節 災害記録等の作成	87
1 災害地域住民等の記録	
2 被害状況調査の実施	
3 健康調査の実施	
4 災害対策措置状況の記録	
第8節 心身の健康相談体制の整備	87
第9節 被災者等の生活再建等の支援	87
1 被災者等の生活支援	
第10節 風評被害等の影響の軽減	88
第11節 被災中小企業等に対する支援	88
第12節 物価の監視	88
第13節 原子力事業者への要請	88

作成	昭和59年8月27日	(新潟県知事承認	昭和60年1月16日	消第52号)
修正	昭和61年11月21日	(新潟県知事承認	昭和62年1月13日	消第816号)
修正	平成元年2月23日	(新潟県知事承認	平成元年2月13日	消第94号)
修正	平成3年3月20日	(新潟県知事承認	平成3年3月11日	消第894号)
修正	平成6年6月14日	(新潟県知事承認	平成6年6月10日	消第133号)
修正	平成10年3月23日			
修正	平成13年8月3日	(新潟県知事承認	平成13年10月2日	消第403号)
修正	平成15年1月16日	(新潟県知事承認	平成15年2月6日	消第603号)
修正	平成19年3月23日	(新潟県知事承認	平成19年3月16日	原安第174号)
修正	平成22年2月19日	(新潟県知事承認	平成22年2月12日	原安第163号)
修正	平成24年10月1日			
修正	平成26年7月29日			
修正	平成30年8月1日			
修正	令和2年(2020年)1月27日			
修正	令和3年(2021年)7月29日			
修正	令和4年(2022年)9月5日			
修正	令和5年(2023年)8月9日			
修正	令和8年(2026年)3月日			

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質等の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、柏崎市（以下「市」という。）、新潟県（以下「県」という。）、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、柏崎市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 本市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触する様ないように、十分に整合性を図った上で作成したものである。

2 本市における他の災害対策との関係

この計画は、「柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（地震・津波災害対策編）によるものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、柏崎市国民保護計画で定める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画及び新潟県地域防災計画、又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、専門的・技術的事項について、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象等をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するに当たって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

1 発電所で想定される放射性物質の放出形態

発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、市内全域とし、以下のとおり発電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講じるなど住民等の安全の確保に万全を期する。

なお、原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、次のとおりとする。

1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone、以下「P A Z」という。）は、発電所からおおむね半径5キロメートル圏の次の地区コミュニティの区域とする。

原子力災害対策重点区域	
<u>P A Z</u>	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区

P A Zは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準である緊急時活動レベル（以下「E A L」という。）に応じて、放射性物質が環境中に放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。

具体的には、全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに発電所からおおむね半径30キロメートル圏外への避難を実施する必要がある。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

2 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone、以下「U P Z」という。）は、P A Zを除く全ての地区コミュニティの区域とする。

原子力災害対策重点区域	
<u>U P Z</u>	<u>P A Z</u> を除く全地区

U P Zは、確率的影響のリスクを低減するため、E A Lや運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。

具体的には、全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、放射性物質の放出後に、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果がO I Lの基準を超えた場合は、指示を受けて発電所からおおむね半径30キロメートル圏外への避難又は一時移転を実施する必要がある。

また、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用をできる限り速やかに実施する。

なお、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、このうち、原子力災害対策重点区域について、本市のほか、P A Zを刈羽村、U P Zを長岡市の一部、小千谷市、十日町市の一部、見附市、燕市の一部、上越市の一部、出雲崎町とし、U P Zの外の地域をU P Z外としている。

第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 情報収集事態

本市又は刈羽村（本市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町の震度を用いる。）で震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階。

この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。

2 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で定める施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として、次に掲げる者をいう。

- ア 要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を有する者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防防護措置の準備を開始する必要がある段階。

この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。

4 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

この段階においても、市は原子力災害対策本部を設置する。

第8節 関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に關し、市、県、關係市町村、指定地方行政機關、自衛隊、指定地方公共機關、その他公共機關及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に關し処理すべき事務又は業務の大綱は、柏崎市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（地震・津波災害対策編）第1章第2節「防災關係機關等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課
	2 通信連絡網の整備に関すること	〃
	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃
	7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部
	10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部
	11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部
	13 飲食物及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部
	15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部
	16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部
	17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課
	18 必要物資の調達に関すること	財務部
	19 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	防災・原子力課
		産業振興部
		上下水道部
		産業振興部

	<p>20 市が管轄する防災業務関係者の被ばく管理に関する こと</p> <p>21 放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下 「汚染物質」という。）の除去及び除染に関すること</p> <p>22 各種制限措置の解除に関すること</p> <p>23 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること</p> <p>24 風評被害等の影響の軽減に関すること</p> <p>25 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 に関すること</p> <p>26 心身の健康相談に関すること</p> <p>27 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の 普及・指導に関すること</p> <p>28 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること</p> <p>29 学校施設の屋内退避施設としての使用協力に関する こと</p>	<p>防災・原子力課 総合企画部 防災・原子力課 市民生活部 防災・原子力課 産業振興部 上下水道部 防災・原子力課 市民生活部 産業振興部 産業振興部 〃</p> <p>福祉保健部 文教部 〃 〃</p>
柏崎市消防本部 柏崎市消防団	<p>1 住民等に対する広報に関すること</p> <p>2 住民等の避難、屋内退避等の誘導に関すること</p> <p>3 緊急時医療活動に対する協力に関すること</p> <p>4 救急及び救助活動の実施に関すること</p> <p>5 発電所を含む<u>P A Z</u>及び<u>U P Z</u>の消火活動に関する こと</p> <p>6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会 への職員の派遣に関すること</p>	消防総務課
新潟県	<p>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓 発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関する こと</p> <p>3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること</p> <p>4 通信連絡網の整備に関すること</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する こと</p> <p>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関する こと</p> <p>7 原子力事業者からの報告の収集、立入検査に関する こと</p> <p>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力 防災センター」という。）の整備及び維持に関すること</p> <p>9 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関すること</p> <p>10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること</p> <p>11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること</p> <p>12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する こと</p> <p>13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関する こと</p> <p>14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に 関すること</p> <p>15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</p>	<p>原子力安全対策課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>

(教育庁)	16 環境放射線モニタリングに関すること	福祉保健部
	17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	〃
	18 原子力災害医療措置に関すること	農地部
	19 飲食物の摂取制限等に関すること	
	20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農林水産部
	21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	原子力安全対策課
	22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	産業労働部
	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	福祉保健部
	24 防災業務関係者の被ばく管理に関すること	農林水産部
	25 汚染物質の除去及び除染に関すること	原子力安全対策課
	26 各種制限措置の解除に関すること	福祉保健部
	27 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	原子力安全対策課
	28 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部
	29 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関すること	原子力安全対策課
	30 風評被害等の軽減に関すること	農林水産部
	31 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	産業労働部
	32 心身の健康相談に関すること	観光文化スポーツ部
	33 物価の監視に関すること	農林水産部
	34 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	福保健部
	35 児童、生徒の退避及び避難に関すること	総務部
	36 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	保健体育課
		〃
		総務課
(県警察)	37 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること	警備第二課
	38 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること	〃
	39 交通規制、緊急交通路の確保に関すること	交通規制課
	40 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	警備第二課

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定 地 方 行 政 機 関	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること	
	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関すること 2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること	企画調整室
	東京航空局新潟空港事務所	災害時における航空に関する措置に関すること	
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること	総務企画部総務課
	第九管区海上保安本部	1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関すること 2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関すること 3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保 4 海上における緊急時モニタリングへの協力に関すること	警備救難部環境防災課
	東京管区気象台 新潟地方気象台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達に関すること	
	信越総合通信局	災害時における非常無線通信の確保に関すること	
	新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関すること	
	北陸地方整備局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること	
	陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること	第3科

海上自衛隊新潟基地分遣隊	2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること	警備科
航空自衛隊新潟救難隊	3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること	飛行班

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公共 機 関	東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道の緊急輸送確保に関すること
	<u>N T T 東日本株式会社</u> 株式会社 N T T ドコモ	
	K D D I 株式会社	災害時における緊急通話の確保に関すること
	ソフトバンク株式会社	
	楽天モバイル株式会社	
	日本赤十字社	災害時における医療救護に関すること
	日本放送協会	災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路株式会社	災害時における高速自動車道の輸送路確保に関すること
	東北電力ネットワーク株式会社柏崎電力センター	災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害地における郵政業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策に関すること
指定 地 方 公 共 機 関	柏崎土地改良区	水門、水路、ため池、農業用ダム等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	北陸瓦斯株式会社柏崎支社	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人新潟県 L P ガス協会	1 L P ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における L P ガスの安定的供給に関すること
	新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 新潟運輸株式会社 中越運送株式会社 上越運送株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること

	頸城運送倉庫株式会社 公益社団法人新潟県トラック協会	
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ 21 株式会社エフエムラジオ新潟 株式会社柏崎コミュニティ放送 株式会社新潟日報社	災害時における広報活動に関すること
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人新潟県看護協会 公益社団法人新潟県助産師会	災害支援ナースの派遣に関すること 災害時における助産に関する事及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
その他の公共的団体	株式会社柏崎日報社 朝日新聞柏崎通信局 読売新聞柏崎通信部 毎日新聞社柏崎通信部	災害時における広報活動に関すること
及び防災上重要な施設の管理者	えちご中越農業協同組合 新潟県漁業協同組合柏崎支所 新潟県農業共済組合中越支所 柏崎地域森林組合 酪農にいがた農業協同組合柏崎支所	1 災害情報及び各種措置の伝達に関する事 2 汚染農林畜水産物の出荷制限等、応急対策の協力に関する事
	柏崎商工会議所 柏崎市商工会	1 災害情報の各種措置の伝達に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関する事
	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	1 災害情報及び各種措置に関する事 2 ボランティアの斡旋及び調整に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事
	一般社団法人柏崎市刈羽郡医師会	1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時のこころのケアに関する事
	一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	柏崎建設業協同組合 柏崎管工事業協同組合	災害時における応急復旧の協力に関する事

川内貯水池の管理者 谷根ダムの管理者 赤岩ダムの管理者	ダム操作等施設の防災管理に関するこ
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関するこ
自主防災会（町内会）	1 防災活動への協力に関するこ 2 避難誘導への協力に関するこ 3 避難所運営への協力に関するこ 4 防災知識の普及に関するこ

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に関するこ 2 従業員等に対する教育、訓練に関するこ 3 関係機関に対する情報の提供に関するこ 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関するこ と 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関するこ と 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関するこ と 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関するこ と 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関するこ と 9 汚染物質の除去等に関するこ	安全総括部 防災安全グループ

第9節 用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
<u>避難退域時検査</u>	放射性物質が放出された後のOILに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査
ブルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報

環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近等に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 (据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。)
E A L	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
O I L	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準
確定的影響	一定量以上の放射線を受けると、必ず影響が現れる現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（急性障害）も大きくなる。
確率的影響	放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではないが、受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、乳幼児、入院患者、外国人等をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。 (災害対策基本法第49条の10関係)
施設敷地緊急事態要避難者	P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者 ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
緊急時対応センター（E R C）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。
オフサイトセンター（O F C）	緊急時に、国、地方公共団体、防災関係機関、原子力事業者などが情報共有と応急対策の検討を効率的に行うための拠点施設。「緊急事態応急対策等拠点施設」という。新潟県では、「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」が指定されている。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設

防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、 <u>避難退域時検査</u> 、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等
緊急事態応急対策	原災法第 26 条第 1 項第 1 号から第 8 号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策 (緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等)

第2章 原子力災害事前対策

第1節 発電所における予防措置等の責務

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規定並びに関係法令（以下「原子力関係法令等」という。）を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、市、県、関係市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出

1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、当該計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに県、柏崎市及び刈羽村に協議しなければならないこととされている。

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、原子力事業者から計画案の提出があった際は、本地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、速やかに協議を行うものとする。

2 原子力防災要員の現況等の届出

原子力事業者は、原災法に基づき、以下の事項について市に届け出ることとされている。

- (1) 原子力防災組織における原子力防災要員の現況
- (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任
- (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

第3節 報告の徴収、立入検査

市は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者から報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査を実施する職員は、原災法第32条第2項により市長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯する。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域

連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

第5節 災害応急体制の整備

1 方針

市は、県、国、関係市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制を整備する。

2 防災体制の整備

(1) 初動対応に必要な体制

市は、情報収集事態及び警戒事態の発生を認知した場合又は原子力事業者から安全協定に基づく通報連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（携帯電話等の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制を整備する。また、初動対応におけるマニュアル等の作成などを行う。

(2) 原子力災害対策本部体制等の整備

市は、市長を本部長とする原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、その設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等本部運営に必要な事項をあらかじめ定める。また、原子力災害現地対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定め、この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。

(3) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

市は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに県及び国と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の設置準備、機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制及び必要な資機材等を整備する。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定める。

(5) 原子力災害合同対策協議会の体制

市は、県、国、重点区域を含む他の市町村及び関係機関と共に、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、その事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織する。

また、国は、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設けることとなっている。国、県、重点区域を含む市町村、関係機関及び原子力事業者等は、それぞれの職員を配置することとされており、市は、機能班に配置する職員及びその役割等について、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定める。

(6) 専門家の派遣要請手続

市は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定める。

(7) 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官を始めとする国、県、重点区域を含む他の市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と応急対策活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(8) 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県、国及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

また、市は、避難や屋内退避の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を行う。

(9) 災害対策拠点施設の維持管理

市は、緊急時において災害対策機能を維持し、迅速に応急対策活動を実施するため、市庁舎内に放射線防護対策を強化した市の災害対策拠点施設を整備し、これを維持管理する。

3 原子力防災センター

(1) 資機材の整備等

県及び国は相互に連携して、原子力防災センターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進し、過酷事故においても継続的に活動することができるよう適切に維持・管理を行う。

(2) 原子力防災センターの活用

市は、県、国及び関係市町村とともに、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

4 広域的相互応援体制の整備

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図ることとしており、市はこれに協力する。

また、市は、災害時の相互応援協定を締結している市町村と、原子力災害時の応援・受援

についても、あらかじめ調整を図るものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は以下のとおりである。

協定等の名称	協定締結先市区町村名
災害時の相互応援に関する協定書	長岡市、出雲崎町、刈羽村
災害時相互応援協定	長岡市、十日町市、小千谷市、津南町
災害時等の相互応援に関する協定書	東村山市（東京都）
災害時における相互応援に関する協定書	桑名市（三重県）
災害時の相互応援に関する協定書	秦野市（神奈川県）
災害時の相互応援に関する協定書	山ノ内町（長野県）
災害時の相互応援に関する協定書	前橋市（群馬県）
災害時相互応援協定書	石巻市（宮城県）
災害時避難場所としての使用に関する協定書	高崎市（群馬県）
災害時における相互応援に関する要綱 (北関東・新潟地域連携軸推進協議会)	新潟市、加茂市、三条市、燕市、見附市、長岡市、小千谷市、田上町、湯沢町（新潟県）、沼田市、渋川市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、伊勢崎市、館林市、みなかみ町（群馬県）、足利市、佐野市、岩舟町、小山市、栃木市（栃木県）、水戸市、茨城町、ひたちなか市（茨城県）
全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	泊村、神恵内村、共和町、岩内町（北海道）、東通村、大間町、むつ市、六ヶ所村（青森県）、女川町、石巻市（宮城県）、双葉町、富岡町、楢葉町、大熊町（福島県）、東海村（茨城県）、刈羽村（新潟県）、志賀町（石川県）、高浜町、敦賀市、美浜町、おおい町（福井県）、御前崎市（静岡県）、伊方町（愛媛県）、松江市（島根県）、上関町（山口県）、玄海町（佐賀県）、薩摩川内市（鹿児島県）

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射線測定等）については、あらかじめ、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

6 救助・救急及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

市は、県及び国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助並びに救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

(2) 消火活動用資機材等の整備

市は、平常時から県及び原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県及び国と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための放射線防護資機材をあらかじめ整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

(4) 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(5) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。

また、火災等の発生時における消防本部及び市への迅速な通報のため、消防計画等に基づき通報設備及び通報体制を整備する。

7 食料・物資の備蓄、調達供給活動

(1) 食料及び物資の備蓄

市及び県は、一定量の食料並びに物資の備蓄に努め、これらのうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

なお、県は、分散備蓄に努める。

(2) 備蓄、調達及び輸送体制の整備

市は、県、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資を確保するため、あらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備する。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(3) 平時からの訓練、確認等

市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(4) 国の調達及び輸送体制の構築

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、市や県からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、輸送する仕組みをあらかじめ構築するとされている。

8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援

助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

9 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、県と適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行う。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 方針

市、県、国、重点区域を含む他の市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集、共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の情報収集及び連絡体制

市は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

また、市は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、関係市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、次の項目を考慮した情報の収集・連絡に係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・発電所からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、県、国及び関係市町村と協力し多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。

(4) 非常通信体制の整備

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、携帯IP無線、携帯電話、衛星携帯電話、移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(7) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、直ちに、県、国及び市町村に通報する体制を整備する。

なお、緊急事態区分の判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

また、原子力事業者は、平時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実に行うため、必要な体制の整備を図る。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、県及び国とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。

4 通信手段の整備

(1) 通信手段の多様化

市は、県及び国と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、県、国、原子力防災センター及び発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

ア 県防災行政無線の多重化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の多重化を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理を行う。

イ 災害に強い伝送路の構築

市は、県及び国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

ウ 災害時優先電話等の活用

市及び県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

エ 衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、公衆無線LANサービス等の活用

市及び県は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、衛星通信を活用したインターネット機器、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

(2) 専用回線網等の整備

県及び国は、原子力防災センター、重点区域を含む市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等を整備・維持するとともに、県、国、重点区城市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持し、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努めることとしており、市はこれらに協力する。

(3) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

市は、設備の耐震化に努めるとともに、商用電源停電時においても通信に支障の無いよう、非常用発電装置の起動等機能を確認し、これによる通信手段の機能確認を行う。

(4) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実に行うため、通常使用する回線の途絶時又は全交流電源喪失時においても機能する電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備する。

5 原子力防災対策上必要な資料の整備

市は、県、国及び関係市町村と協力して、応急対策及び復旧対策を的確に実施するため、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料及び避難・屋内退避等に必要な資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターに適切に備え付ける。

また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、県の指導のもと情報の電子化の推進に努める。

(1) 発電所に関する資料

ア 原災法第12条第4項に規定する資料

- ・原子力事業者防災業務計画
- ・プラント系統図等施設の構造等を記載した書類
- ・保安規定の写し
- ・施設の配置図

イ 発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の写し

(2) 社会環境に関する資料

ア 周辺地図、新潟県全図

イ P A Z 及び U P Z に関する資料

- ・区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口
- ・区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳
- ・区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数
- ・区域別（方位別・距離別）高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の概要
- ・区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況
- ・区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設の入院・入所者数
- ・区域別（方位別・距離別）住民等の車両保有状況

ウ 道路、鉄道の状況等交通手段に関する資料

- ・道路（一般道路、高速道路、林道、農道）、鉄道、港湾等の状況（道路の幅員、舗装種別、交通状況、施設の付属設備、ふ頭の水深等の情報を含む。）
- ・区域別（方位別・距離別）ヘリポート適地

エ 避難・屋内退避等に関する資料

- ・新潟県原子力災害広域避難計画等
- ・柏崎市原子力災害広域避難計画
- ・P A Z 及び U P Z の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避施設に使用できる施設状況
- ・P A Z 及び U P Z の区域別（方位別・距離別）コンクリート建物の設置状況

オ 市内の配慮すべき施設等に関する資料（発電所からの距離、方位等についての情報を含む。）

- ・保育施設に関する調
- ・教育施設に関する調
- ・宿泊施設に関する調
- ・老人福祉施設、介護施設、障がい者支援施設等に関する調
- ・区域別（方位別・距離別）診療科目別医療機関に関する調

カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

- ・新潟県原子力災害医療マニュアル
- ・診療科目別医療機関の状況
- ・一般傷病者の救急搬送に関する救急車両等

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 気象関係資料

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定及び環境試料採取の候補地点図

ウ 線量推定計算に関する資料

- ・被災地住民登録票
- ・浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

エ 環境放射線モニタリングに関する資料

オ 地域の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質拡散予測に関する資料

カ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

- ・水道施設（水源・浄水場等）の所在地、給水区域、給水人口

キ 農林水産物の生産及び出荷状況

- ・主要農林水産物の生産状況
- ・牛乳の生産出荷状況
- ・区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況
- ・柏崎市漁業地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人）
- ・農畜産物・水產物流通図

(4) 防護資機材等に関する資料

ア 放射線防護資機材の整備状況

イ 避難用車両等の保有状況（車両数、定員数）

- ・市が保有する車両
- ・公共的輸送車両の現有状況
- ・民間等一般車両の現有状況
- ・防災関係機関所属船舶
- ・一般船舶の現有状況
- ・福祉車両の現有状況
- ・除雪車両の現有状況
- ・車両施設の所在地、連絡先

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

- ・緊急時医療設備等の整備状況

エ 食料、生活必需品等備蓄物資に関する資料、調達可能物資のリスト

(5) 交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料

(6) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

(7) 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画

イ 避難所運用体制

(8) その他必要な資料

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発

1 方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路、避難所、集合場所及び一時退避所に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

3 教育機関における普及啓発

市は、県及び教育機関等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

市教育委員会は、市立小中学校長等に対し、学校防災計画に原子力防災に関して必要な事項（防災組織、役割分担、避難計画等）を定めるとともに、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるよう原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

また、市内の県立学校、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しては、県が指導及び助言するものとし、市はこれに協力する。

4 要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第8節 防災業務関係者等への研修

1 方針

市は、県、国、関係市町村及び防災関係機関の協力を得て、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合の応急対策の円滑な実施と、応急対策に従事する防災業務関係者等の安全を確保するため、市職員、消防職員及び消防団員等の防災業務関係者及び自主防災組織のリーダー等に対し、原子力防災に関する研修を実施する。

2 研修の実施

(1) 県、国等が実施する研修

市は、県、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、公益財団法人原子力安全技術センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業務関係者の研修機会を確保する。

(2) 市が実施する研修

市は、原子力災害時の対応能力の向上及び安全の確保を図るため、主に市職員、消防職員及び消防団員、自主防災組織のリーダーを対象に、原子力防災に関する研修の機会を確保する。

(3) 外部有識者等による研修

市は、原子力防災に知見を有する学識経験者、研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

3 研修項目

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング等に関すること
- (6) 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 緊急時の住民等に対する避難誘導に関すること
- (10) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (11) 緊急時の広報に関すること
- (12) その他必要と認めること

4 原子力事業者の研修計画

原子力事業者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力防災に関する資質の向上を図るための研修を行い、また、消防計画等に基づき、発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育を行うとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練を実施する。

第9節 原子力防災訓練

1 方針

市は、県、国、関係市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次項に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、国、県及び関係市町村、防災関係機関の相互連携及び調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

また、訓練を実施した後、専門家など第三者による評価も活用し、課題等を明らかにするとともに、それらを踏まえて緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を確実に実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、以下のような観点について十分考慮するほか、参加者に事

前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等工夫を施し、現場における判断力の向上につながる、より実践的なものとなるよう努める。

(1) 自然条件等

- ・地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
- ・暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故

(2) 通信状況

- ・通信障害を想定した情報伝達手段の多重化
- ・被災現場から伝送される映像の活用
- ・外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
- ・通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認

(3) 避難・屋内退避対応

- ・P A Zからの広域避難
- ・U P Zの屋内退避及び必要に応じた避難等
- ・要配慮者及び保護責任者への対応
- ・住民等に対する避難情報の周知
- ・自主防災組織や住民等の参加等

2 訓練項目

- (1) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 住民等に対する情報伝達訓練
- (5) 住民避難誘導訓練及び屋内退避訓練
- (6) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練
- (7) 消防活動訓練
- (8) 自衛隊災害派遣運用訓練
- (9) 受入市町村が開設する避難所等の運営訓練
- (10) 交通対策等措置訓練
- (11) 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- (12) その他必要と認める訓練

3 国の総合的な原子力防災訓練への参画

市及び県は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象になったときは、住民避難及び住民等に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に参画する。

4 原子力事業者が実施する訓練

原子力事業者は、複合災害や夜間の事故発生を想定した訓練等、実効性の高い防災訓練を計

画・実施するものとする。

第10節 緊急時モニタリング体制

1 方針

県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果を防護措置実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力維持に努める。

なお、緊急時モニタリングは、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮の下で、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により実施される。市は、緊急時モニタリング結果に関する情報収集・連絡体制を構築する。

2 緊急時モニタリング体制等の整備

(1) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、平時からの環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリング測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する。

(2) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針に基づき、国、関係市町村、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、「新潟県緊急時モニタリング計画」を作成する。

(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。

(4) モニタリング要員の確保

県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定める。

(5) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、その指揮の下で関係機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

(6) 訓練等を通じた関係機関との連携の強化

県は、平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。

(7) 原子力事業者の体制の整備

原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。

また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラー、ヨウ素サンプラー等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持

するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。

第11節 原子力災害医療体制

1 方針

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

- (1) 県は、国、医療機関、防災関係機関と連携し、原子力災害医療を実施するため、広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、原子力災害医療活動に従事する要員を確保するために必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 県は、国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備及び維持する。
- (3) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、PAZにおいては、原子力災害対策指針に基づき、住民に対して事前配布する。

- (4) 市は、県が実施する原子力災害医療に協力する要員等の確保に努め、県は原子力災害医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。
- (5) 県は、市と協力し、必要な資機材の保管場所や、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。なお、市は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。
- (6) 県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理する。
- (7) 県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による原子力災害医療派遣に係る搬送体制を整備及び維持する。

また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制を整備する。

- (8) 県は、関係機関等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子力災害医療体制の整備に努める。
- (9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対する避難退域時検査及び除染を実施する体制を整備する。
- (10) 県は、避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。なお、市は救護所の運営支援体制を整備する。

- (1) 県は、国及び市とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

- (1) 県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、原子力災害対策重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。

- (2) 県は、市町村、医療機関等と連携して、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

4 原子力事業者における体制の整備

- (1) 原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。
- (2) 原子力事業者は、発電所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び救助・救急に係る機関等との通報連絡、被ばく傷病者等の搬送及び受入れについて必要な体制を整備する。

第 12 節 避難・屋内退避実施体制の整備

1 方針

市は、県、国及び防災関係機関、原子力事業者と協力し、緊急時に、PAZなど緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・屋内退避実施体制を整備する。

その際、要配慮者及び一時滞在者、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

また、市、県、国及び防災関係機関、原子力事業者は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

2 避難計画の作成

- (1) 市は、原子力災害対策指針及び県が広域自治体として策定した避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示した広域避難計画等を踏まえ、迅速な避難等を行うための本市の広域避難計画を作成する。

なお、避難計画の作成に当たっては、主に次の項目を含むものとする。

ア 避難先等、避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に關し必要な事項

エ 屋内退避の実施に關し必要な事項

- (2) 市は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関

係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導体制を具体的に定める。

3 避難所等の整備

(1) 避難経由所・避難所の整備

ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズを十分配慮する。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。

イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

ウ 県は、新型インフルエンザ等感染症等 (指定感染症及び新感染症を含む。) 発生前における自宅療養者等の避難について、災害発生前から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

エ 県は、原子力災害時の避難経由所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

オ 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経由所、避難所として活用できるよう配慮する。

(2) 放射線防護機能を有する施設等の整備

市は、県及び国と協力し、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ないことを想定し、放射線防護機能を有する施設等の整備を推進する。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材及び車両等の整備

市は、県、国及び関係市町村、防災関係機関と協力し、住民の避難誘導や移送に必要な資機材及び車両等の確保を図る。

4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

- (2) 市は、避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。
- (3) 市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づいた避難支援体制を整備するとともに、県及び国、防災関係機関、原子力事業者等との連携による避難支援協力体制を整備する。
- (4) 県及び市は、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者に対し、入院又は入所している要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請するものとし、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者は、入院又は入所している要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。
- なお、県は、市及び病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者の協力により、入院又は入所している要配慮者の搬送及び受入れ等、施設相互の協力体制を整備する。
- (5) 市は、県及び国と協力し、病院及び社会福祉施設において、入院又は入所している要配慮者の早期の避難が困難な場合を想定し、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた一時的な退避施設の整備に努める。
- (6) 市は、避難所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、県の指導のもと、受入市町村、関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。
- (7) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。
- (8) 市は、緊急時における要配慮者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割を重視し、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上の促進を図る。
- (9) 市は、観光客や地域外からの応急対策応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）を適切に避難誘導するため、平常時より情報伝達体制や避難誘導体制の整備に努める。

また、屋内退避が必要な場合に備え、一時的に退避できる施設をあらかじめ定める。

5 住民の避難状況等の確認体制の整備

市は、避難及び屋内退避の指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、県警察、消防等関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

6 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- (1) 市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理し、これを準備する。
- (2) 市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。
- (3) 受入市町村は、避難者を受け入れる際の自市町村の住民等への広報内容について、あらか

じめ整理するものとする。

7 学校等における体制の整備

- (1) 市及び県は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学並びに保育園（認定こども園を含む。）、幼稚園（以下「学校等」という。）の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。また、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「児童・生徒等」という。）の安全を確保し、適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに、児童・生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。
- (2) 学校等の管理者は、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、市及び県と協力し、あらかじめ、避難・屋内退避計画等の策定、避難訓練の実施に努める。
- (3) 市は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。
- (4) 市及び県は、災害発生時における学校等との連絡及び連携体制の構築に努めるとともに、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関する計画をあらかじめ定めることを促進する。

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

公共施設、商業施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

第13節 広域避難体制の整備

1 方針

市は、県、国及び関係機関と協力し、市の区域を越えて広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な広域避難を実施できる体制を整備する。

2 避難所の確保・調整

- (1) 市は、広域避難が必要となる場合に備え、県の調整のもと選定された県内受入可能市町村と協議し、避難所となる施設をその施設管理者の同意を得た上であらかじめ指定する。
なお、県は、複合災害等による甚大な被害で、県内市町村での避難者の受け入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受け入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。
- (2) 市は、受入可能市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。
- (3) 市は、受入可能市町村と協力し、長期避難となった場合に備え、情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

3 避難体制の整備

- (1) 市は、県、県警察及び関係機関の協力を得て、あらかじめ住民等が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導体制等、複数のパターンの行動計画を作成する。
- (2) 市は、住民避難に当たり、自家用車の利用も考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

なお、県は、公益社団法人新潟県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社、海上運送事業者等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、市に対し避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。

また、交通・鉄道・運送事業者は、円滑に避難手段を提供できるよう具体的な計画を定める。
- (3) 市は、県とともに適切な避難経路の把握のため、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社等の道路管理者からの情報を得る体制を整備する。

4 市の業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配置するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、市庁舎の所在地が避難指示を受けた地域に含まれた場合の代替施設をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（B C P）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等

1 方針

市は、県と協力し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定める。

第15節 緊急輸送活動体制等の整備

1 方針

市は、県が緊急時に備え整備する専門家等の移送体制や、緊急物資の輸送に係る交通管理体制の構築に協力する。

2 専門家の移送等の体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（最寄りのヘリポートの場所、緊急物資の輸送拠点・集積拠点等）について、あらかじめ定める。

3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備

- (1) 市及び県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。
- (3) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。
- (5) 県は、国及び市町村等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い道路管理体制の充実に努める。市は、これに協力する。
- (6) 県は、国及び市町村等の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び除雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。市は、これに協力する。
- (7) 県及び国は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- (8) 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。
- (9) 交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。
- (10) 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることについて、周知及び普及を図る。
- (11) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、県、国及び防災関係機関と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じ、住民等に提供すべき情報について、被災者の危険回避のための情報を含め、災害対応の局面や場所等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

また、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努める。

2 情報伝達体制及び設備の整備

- (1) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報シ

システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティFM放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

- (2) 市は、県及び国と連携し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設及び国際化協会等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。
- (3) 市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メール・エリアメールの活用を促進する。

3 地区コミュニティによる共助意識の醸成

市は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地区コミュニティの果たす役割に鑑み、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第17節 発電所等上空の飛行規制

1 飛行規制の要請

新潟空港事務所長は、航空機に対し、発電所施設付近の上空の飛行は、できる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行う。

原子力関係施設上空の飛行規制について

(昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から東京航空局長あて)

標記について、航空機による原子力関係施設に対する災害を防止するため、下記のとおり措置することとしたので、通知する。

記

- 1 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

参考 航空法（抄）

（飛行の禁止区域）

第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全

及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空交通管制機関との連絡調整

県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平常時より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。

第18節 複合災害時対応体制の整備

1 方針

市は、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 複合災害を考慮した災害応急体制の整備

- (1) 市は、複合災害時においても、必要な職員を原子力防災センター、地区コミュニティセンター等へ確実に派遣するための体制を整備する。
- (2) 市及び県は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。
- (3) 県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、原子力防災センターの機能強化を図る。
- (4) 県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するとともに広域的な分散配備に努める。

3 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、県、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集連絡体制及び通信手段を整備する。

4 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、自然災害による人命への直接的なリスクが高い場合は、自然災害に対する避難行動を優先することなど、複合災害時に住民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

5 複合災害を考慮した研修及び訓練の実施

市は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するに当たっては、複合災害時の対応についても考慮する。

6 緊急時モニタリング体制の整備

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

7 原子力災害医療体制の整備

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備する。

8 複合災害を考慮した避難・屋内退避実施体制の整備

- (1) 複合災害時における避難計画の整備

市は、避難計画の作成に当たり、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本に、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難及び屋内退避が実施できるよう留意する。

- (2) 複合災害の避難所等の設置運営

ア 市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民等への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

イ 市及び県は、複合災害時における広域的な避難に備え、避難先市町村以外の市町村に対し、避難所及び避難経由所の設置運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、避難の受入れが円滑に行われるよう体制を整備する。

9 緊急輸送活動体制の整備

市及び県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送等による避難措置が行えるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、複合災害時においても、住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営

1 方針

市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を認知した場合若しくは通報を受けた場合には、柏崎市危機管理指針に基づく警戒本部（以下「原子力災害警戒本部」という。）又は災害対策基本法に基づく災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた活動体制を確立する。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動搖等の緩和を図るため、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」及び柏崎市危機管理指針に基づき適切に対応する。

2 原子力災害対策本部等の設置基準

市長は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。

態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分
第1次配備	原子力災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none">○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト／時を超える数値を検出したとき○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき○ その他市長が必要と認めたとき	(情報収集事態) (警戒事態)
第2次配備	原子力災害対策本部	<ul style="list-style-type: none">○ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	(施設敷地緊急事態)
	原子力災害現地対策本部	<ul style="list-style-type: none">○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき○ その他市長が必要と認めたとき	(全面緊急事態)

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

(2) 設置場所

原子力災害警戒本部は、市役所3階災害対策本部会議室に設置する。

(3) 組織

原子力災害警戒本部の組織並びに構成員は以下のとおりとする。

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、上下水道局長、消防長、教育部長、議会事務局長

本部要員：係長以上の職員、指定職員、防災・原子力課員

(4) 所管事務

- ア 発電所の状況又は発電所の事故等に係る情報収集に関すること
- イ 県、関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ P A Zの施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備、U P Zの屋内退避準備の指示のほか応急対策の検討、調整及び実施に関すること
- エ 住民等への情報伝達、広報に関すること
- オ 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する連絡に関すること
- カ 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置準備に関すること
- キ 報道機関への情報提供に関すること
- ク 原子力防災センターの立ち上げ協力及び職員派遣準備に関すること
- ケ 緊急時地区派遣隊及び広域避難先遣隊等の出動準備及び指示に関すること
- コ 所管する施設、関係機関等に対する連絡に関すること
- サ その他必要な事務に関すること

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報共有と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。
- イ 本部長は、必要に応じて、県警察等の防災関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼するものとする。

(6) 本部の廃止

次の場合は原子力災害警戒本部を廃止する。

- ア 原子力災害対策本部が設置された場合
- イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 原子力災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後速やかに県、国、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

(2) 設置場所

原子力災害対策本部は、市役所3階災害対策本部に設置する。

(3) 設置の周知

原子力災害対策本部を設置しようとするとき又は原子力災害対策本部が設置された場合の庁内各部局及び町事務所等への周知は、庁内放送又は庁内グループウェアの掲示板、メール等により行う。

(4) 組織

ア 原子力災害対策本部は、別表1のとおりとし、構成及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

イ 本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、本部員及び本部要員を指揮監督する。

ウ 本部長に事故あるときは、副本部長が本部長の職を代理する。

エ 副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定する職にある者がその職務を代理する。

オ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。なお、本部員は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

カ 本部員に事故あるときは、あらかじめ本部員が指定する職にある者がその職務を代理する。

(5) 原子力災害現地対策本部

本部長は、原子力防災センターに別表3のとおりあらかじめ定めた職員を派遣し、本部長が指名した職員を長とする原子力災害現地対策本部を設置する。

(6) 本部会議

ア 本部長は、災害対策について協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

ウ 本部会議には、必要に応じ防災関係機関の職員等を参加又は傍聴させることができる。

エ 本部会議の協議事項等は、次のとおりとする。

　a 災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

　b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

　c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

　d 公用令書による公用負担に関する事項

　e その他災害対策上重要な事項

(7) 本部の廃止

市長は、概ね次の基準により原子力災害対策本部を廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 本部長が、発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(8) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等

(1) 現地事故対策連絡会議への出席等

市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、原子力災害現地対策本部長をこれに出席させ、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡するなど原子力災害現地対策本部長を通じて県、国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、原子力災害現地対策本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また、市は、別表4のとおりあらかじめ定めた職員を施設敷地緊急事態発生時に原子力防災センター等に派遣し、原子力災害合同対策協議会の立ち上げ準備及びその後の原子力災害合同対策協議会機能班の活動に従事させる。

6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請

(1) 専門的知識を有する職員の派遣要請

市は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また、市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

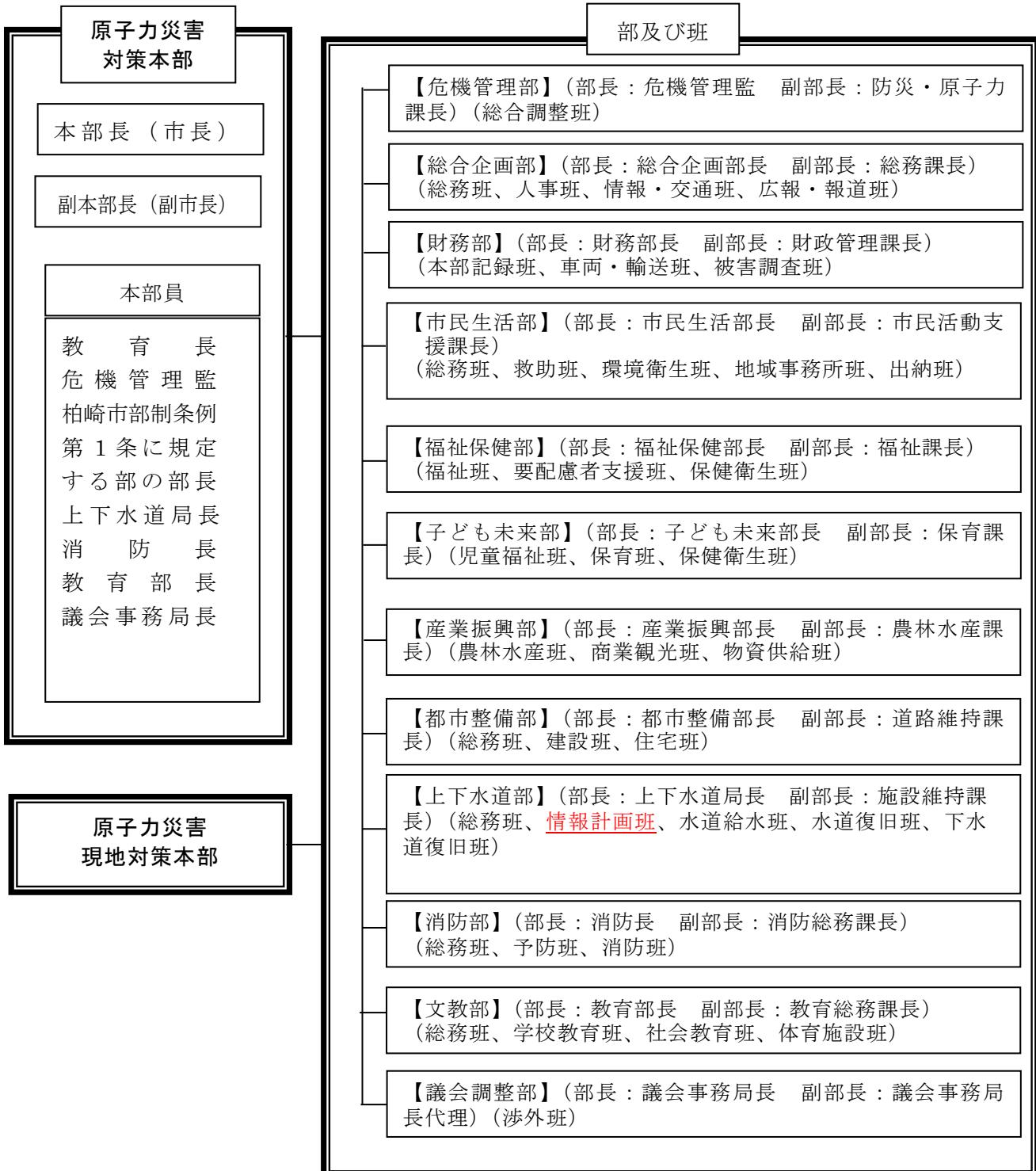
(3) 県原子力災害対策本部員の派遣要請

市長は、必要に応じ、県に対して原子力災害対策本部への連絡員の派遣を要請する。

(4) 原子力事業者説明員の派遣要請

市長は、必要に応じ、原子力事業者に対して原子力災害対策本部への説明員の派遣を要請する。

原子力災害対策本部組織



別 表 2

原子力災害対策本部の構成及び分掌事務

部名	班名 (担当班長)	班員	分掌事務 (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)
危機管理部	総合調整班 (防災・原子力課長)	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 元気発信課員	1 災害対策本部の設置及び解散に関する事。 2 災害対策本部の運営に関する事。 3 地震情報、津波情報及び気象情報の授受伝達に関する事。 4 避難の勧告、指示又は解除に関する事。 5 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関する事。 6 防災会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 7 県に対する各種報告に関する事。 8 災害救助法等の適用申請に関する事。 9 災害弔慰金等の支給に関する事。 10 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関する事。 11 備蓄品の管理に関する事。 12 各部との連絡調整に関する事。 13 災害情報の収集に関する事。 14 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関する事。 15 防災情報通信システムによる広報に関する事。 16 臨時災害放送局の設置及び廃止に関する事。 17 雨量情報等の収集及び報告に関する事。 18 (原子力災害)退避・避難指示又は解除に関する事。
総合企画部	総務班 (総務課長)	総務課員 人権啓発・男女共同参画室員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 庁舎及び庁舎内有線施設・設備の被害状況調査及び緊急機能確保に関する事。 4 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 5 国又は地方公共団体から市長宛ての見舞金の受入れに関する事。
	人事班 (人事課長)	人事課員	1 職員の被災状況及び登庁状況の把握に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の動員に関する事。 4 県及び他市町村等に対する応援要請及び受入調整に関する事。 5 (原子力災害)職員の被ばく管理に関する事。
	情報・交通班 (企画政策課長)	企画政策課員 電源エネルギー戦略室員	1 災害時における電算処理システムの機能確保に関する事。 2 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関する事。 3 鉄道、バス等の運行状況に関する事。 4 災害対策等に関し、国、県等に対する要望等に関する事。

	広報・報道班 (元気発信課長)	元気発信課員	<ol style="list-style-type: none"> 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の勧告等）の広報に関すること。 災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 災害情報をホームページに掲載すること。 ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 報道要請その他報道機関との連絡に関すること。 災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等その他資料等の収集整理等に関すること。
財務部	本部記録班 (財政管理課長)	財政管理課員 契約検査課員	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 災害対策本部の記録に関すること。 各部からの災害情報及び被害状況の整理に関すること。 災害対策関係予算に関すること。
	車両・輸送班 (財政管理課長)	財政管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。 配車状況の掌握及び記録に関すること。 市有財産の被害調査に関すること。 応援車両の要請及び配車調整に関すること。 (原子力災害)防護対策区域内住民の輸送に関すること。
	被害調査班 (税務課長)	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること。 水害時等における住家周辺の浸水状況調査に関すること。 被災者台帳の作成及び管理に関すること。 災証明書の発行に関すること。 被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関すること。 被災者生活再建支援システムの管理及び運用に関すること。 (原子力災害)各部の応援に関すること。
市民生活部	総務班 (市民活動支援課長)	市民活動支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること。 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 コミュニティ、町内会等との連絡調整に関すること。 全市にわたる激甚災害の指定等県に対する要請・陳情の調整に関すること。 被災者相談所の開設に関すること。 避難所等支援者の調整に関すること。 仮設住宅等における被災市民への支援及び調整に関すること。 防犯情報提供及び警戒活動に関すること。 (原子力災害)緊急時地区派遣隊の出動に関すること。 (原子力災害)緊急時地区派遣隊への指示伝達及び情報収受に関すること。 (原子力災害)バス避難支援隊の出動に関すること。 (原子力災害)バス避難支援隊への指示伝達及び情報収受に関すること。
	救助班 (市民課長)	市民課員 会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問合せに関すること。 避難住民の相談業務に関すること。 避難住民における食料及び物資の支給に関すること。

		<p>5 避難の誘導に関すること。</p> <p><u>6</u> 愛玩動物等の保護に関すること。</p> <p><u>7</u> (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に関すること。</p> <p><u>8</u> (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。</p> <p><u>9</u> (原子力災害)被災地住民登録に関すること。</p> <p><u>10</u> (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。</p> <p><u>11</u> (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に関すること。</p> <p><u>12</u> (原子力災害)広域避難先遣隊及び広域避難先との連絡調整及び情報収受に関すること。</p>
環境衛生班 (環境課長)	環境課員	<p>1 被災地の環境対策に関すること。</p> <p>2 防疫 (保健衛生班に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>3 仮設トイレの設置及び管理に関すること。</p> <p>4 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。</p> <p>5 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。</p> <p>6 遺体の収容及び死体の埋火葬に関すること。</p> <p>7 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>8 災害廃棄物仮置場の管理に関すること。</p> <p>9 斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理への協力に関すること。</p> <p>10 (原子力災害)放射性物質による汚染状況調査等に関すること。</p> <p>11 (原子力災害)県の緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関すること。</p> <p>12 (原子力災害)市内で発生する廃棄物の放射線モニタリングに関すること。</p>
地域事務所班 (地域事務所長)	地域事務所員	<p>1 両町地域における現地対策本部の設置及び運営に関すること。</p> <p>2 両町事務所に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>3 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に関すること。</p> <p>4 町内会等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>6 避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。</p> <p>7 死体の埋火葬の許可に関すること。</p> <p>8 要配慮者の避難支援等に関すること。</p> <p>9 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>10 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>11 観光客の安全確保に関すること。</p> <p>12 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。</p> <p>13 (原子力災害)市民生活部救助班の協力に関すること。</p>

	出納班 (会計課長)	会計課員	1 災害対策事務の現金支払に関する事。 2 救援資金及び見舞金の受入れに関する事。
福祉保健部	福祉班 (福祉課長)	福祉課員 介護高齢課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 生活保護世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関する事。 4 社会福祉団体等との連絡調整に関する事。 5 要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関する事。 6 ボランティア活動に関する事。 7 福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関する事。 8 被災者に対する福祉相談に関する事。 9 義援金の支給に関する事。
	要配慮者支援班(介護高齢課長)	介護高齢課員 福祉課員	1 要配慮者(外国人を除く。)の避難支援に関する事。 2 町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関する事。
	保健衛生班 (健康推進課長)	健康推進課員 ひきこもり支援センター員 介護高齢課員 国保医療課員	1 保健衛生及び防疫(環境衛生班に関するものを除く。)に関する事。 2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関する事。 4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関する事。 5 災害時の要配慮者用の食料に関する事。 6 <u>心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関する事。</u> 7 (原子力災害)原子力災害医療の協力に関する事。
子ども未来部	保健衛生班 (子どもの発達支援課長)	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	1 保健衛生及び防疫(環境衛生班に関するものを除く。)に関する事。 2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関する事。 4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関する事。 5 災害時の要配慮者用の食料に関する事。 6 要配慮者(主に妊娠婦、乳幼児)の避難支援及び療養支援に関する事。 7 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関する事。
	保育班 (保育課長)	保育課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 保育園児及び幼稚園児の安全確保に関する事。 4 避難所の設営及び被災者の収容の協力に関する事。
	児童福祉班 (子育て支援課長)	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	1 児童クラブ利用者の安全確保等に関する事。 2 県立こども自然王国利用者の安全確保等に関する事。 3 特定児童生徒等の安全確保に関する事。 4 市役所分館の施設被害状況の把握報告に関する事。
産業振興部	農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関する事。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 3 農林水産業関係の被害調査に関する事。 4 農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関する事。 5 漁港区域内の津波対策に関する事。

			<p>6 応急食料等の原材料の調達に関すること。</p> <p>7 水害時における所管の頭首工及び排水機場の運転操作に関すること。</p> <p>8 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>9 (原子力災害)農林水産物の採取、出荷制限、漁獲等に関すること。</p>
	商業観光班 (商業観光課長)	商業観光課員 道の駅「風の丘」整備室推進室員	<p>1 外国人の避難支援に関すること。</p> <p>2 商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>3 観光客の安全確保に関すること。</p> <p>4 入浴環境の確保に関すること。</p> <p>5 風評被害への対応に関すること。</p> <p>6 中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。</p> <p>7 関係機関等との連絡調整に関すること。</p>
	物資供給班 (ものづくり振興課長)	ものづくり振興課員 農業委員会事務局員	<p>1 食料品及び生活必需品の調達及び供給に関すること。</p> <p>2 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>3 物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。</p> <p>4 救援物資の受入及び配達に関すること。</p> <p>5 関係機関等との連絡調整に関すること。</p>
都市整備部	総務班 (道路維持課長)	道路維持課員 都市計画課員 八号バイパス事業室員 道路河川課員 鵜川ダム事業室員	<p>1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。</p> <p>2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>3 土木災害応急資機材の調達及び確保に関すること。</p> <p>4 高速道路の交通情報の収集に関すること。</p> <p>5 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>6 市道等に係る交通規制に関する現地対応及び連絡に関すること。</p> <p>7 水害時における所管の樋門及び排水機場の運転操作に関すること。</p> <p>8 水害時における市道等の道路冠水状況の調査に関すること。</p> <p>9 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関すること。</p>
	建設班 (道路河川課長)	道路河川課員 都市計画課員 八号バイパス事業室員 鵜川ダム事業室員 道路維持課員	<p>1 公園施設の被害調査及び報告に関すること。</p> <p>2 公園施設及び街路樹の応急対策に関すること。</p> <p>3 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 交通規制及び立入制限区域の安全管理に関すること。</p> <p>5 道路交通情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>6 緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。</p> <p>7 路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関すること。</p> <p>8 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>9 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関すること。</p>
	住宅班 (建築住宅課長)	建築住宅課員	<p>1 公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 避難所の応急危険度調査に関すること。</p> <p>3 家屋等の応急危険度調査に関すること。</p> <p>4 公共施設の応急復旧に関すること。</p> <p>5 応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関すること。</p> <p>6 災害復興住宅資金の融資に関すること。</p> <p>7 住宅等の応急対策に関すること。</p>

			8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。
上 下 水 道 部	総務班 (経営企画課 長)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	1 部の庶務に関すること。 2 部の災害対策要員の把握及び配置異動に関すること。 3 部に係る広報に関すること。 4 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 5 電話対応に関すること。 6 窓口受付に関すること。 7 関係機関への必要な事務手続に関すること。 8 災害復旧に伴う被害額及び復旧費の算定並びに費用の記録に関すること。 9 災害復旧に伴う工事等の請負契約に関すること。 10 災害復旧に伴う物件の購入契約に関すること。 11 部の職員に対する応急物資の配給に関すること。 12 部の車両の運行管理に関すること。 13 応援物資等の受入れ及び記録に関すること。 14 応援活動の記録に関すること。
	情報計画班 (建設課長代 理)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	1 水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関するこ と。 2 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関すること。 3 復旧計画の立案に関すること。 4 情報の審査に関すること。 5 故障修繕伝票の処理に関すること。 6 部内各班との災害対策状況の連絡に関すること。 7 部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関する こと。 8 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び 復旧状況の報告に関すること。 9 災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。 10 協定締結先等への協力依頼に関すること。 11 無線等の通信連絡に関すること。
	水道給水班 (施設維持課 長代理)	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	1 応急給水に関すること。 2 応急給水設備の管守に関すること。
	水道復旧班 (建設課長)	建設課員 施設維持課員	1 給水及び水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制 に関すること。 3 水道施設の復旧工事の実施に関すること。 4 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管 守に関すること。 5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に 関すること。 7 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に 関すること。 8 関係業者の統括に関すること。 9 二次災害の防止に関すること。 10 その他水道施設の復旧に関すること。
	下水道復旧班 (施設維持課 長)	建設課員 施設維持課員	1 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関す ること。

			<p>3 下水道施設の復旧工事の実施に関すること。</p> <p>4 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。</p> <p>5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。</p> <p>6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。</p> <p>7 応急排水に関すること。</p> <p>8 仮設排水に関すること。</p> <p>9 関係業者の統括に関すること。</p> <p>10 二次災害の防止に関すること。</p> <p>11 その他下水道施設の復旧に関すること。</p>
消防部	総務班 (消防総務課長)	消防総務課員	<p>1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。</p> <p>2 消防庁舎の被害調査等に関すること。</p> <p>3 消防団の活動に関すること。</p> <p>4 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。</p>
	予防班 (予防課長)	予防課員	<p>1 火災・救急・救助事案に係る被害情報の集約に関すること。</p> <p>2 市災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>3 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。</p>
	消防班 (消防署長)	消防署員 警防課員	<p>1 災害情報の受理及び出動指令に関すること。</p> <p>2 住民等に対する広報活動に関すること。</p> <p>3 住民等の避難誘導に関すること。</p> <p>4 火災・救急・救助活動の実施に関すること。</p> <p>5 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関すること。</p> <p>6 消防車両の被害調査等に関すること。</p> <p>7 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。</p> <p>8 防災情報通信システムによる広報に関すること。</p> <p>9 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。</p>
文教部	総務班 (教育総務課長)	教育総務課員	<p>1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。</p> <p>2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>3 教育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。</p> <p>4 学校給食に関すること。</p> <p>5 関係機関等との連絡調整に関すること。</p>
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課員 教育センター員	<p>1 児童及び生徒の避難に関すること。</p> <p>2 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。</p> <p>3 応急教育に関すること。</p> <p>4 学用品の給与に関すること。</p> <p>5 学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。</p> <p>6 関係機関等との連絡調整に関すること。</p>
	社会教育班 (文化・生涯学習課長)	文化・生涯学習課員 図書館員 博物館員	<p>1 文化・社会教育施設利用者の安全確保に関すること。</p> <p>2 文化・社会教育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関すること。</p> <p>3 文化・社会教育施設の保全に関すること。</p> <p>4 文化財の保護に関すること。</p> <p>5 文化・社会教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。</p>

		6 文化・社会教育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。	
体育施設班 (スポーツ振興課長)	スポーツ振興課員 水球のまち推進室員	1 体育施設利用者の安全確保に関すること。 2 体育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関すること。 3 体育施設の保全に関すること。 4 体育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 5 体育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 6 ヘリポート離発着場所の確保に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。	
議会調整部	涉外班 (議会事務局長代理)	議会事務局員	1 部の庶務に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 3 議会との連絡調整に関すること。 4 調査団、視察団等の受入対応に関すること。

別 表 3

現地事故対策連絡会議及び防災センター派遣職員

構 成 員	役 割
副本部長（副市長）	原子力災害現地対策本部長
危機管理部総合調整班（防災・原子力課長が指名する者）	原子力災害現地対策本部補助構成員
財務部被害調査班（税務課員1名）	原子力災害現地対策本部連絡員
消防部員	消防本部連絡員

別 表 4

原子力災害合同対策協議会及び防災センター派遣職員

構 成 員	役 割	
副本部長（副市長）	全体会議	原子力災害現地対策本部長
市民生活部総務班員（市民活動支援課員）	機能班構成員	総括班員
市民生活部救助班員（市民課員）		住民安全班員
福祉保健部保健衛生班員（国保医療課員）		医療班員

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県、国及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 情報収集事態発生時の連絡等

- (1) 原子力事業者は、情報収集事態に該当する事象が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定に基づき、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関等に連絡する。
- (2) 国は、情報収集事態を認知した場合又は原子力事業者から発生の連絡があった場合、緊急時対応センター（以下「E R C」という。）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下、「合同情報連絡室」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下、「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、県及び本市を始め関係市町村に対し、合同情報連絡室等の立ち上げを通知するとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請することとしている。
- (3) 市は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地情報連絡室から発生の連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地情報連絡室との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集に当たる。

3 警戒事態発生時の連絡等

- (1) 原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡

ア 原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定等に基づき、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関等に連絡する。

なお、発電所に異常がない場合の安全情報についても、同様に対応する。

イ 国は、警戒事態に該当する事象の発生を認知又は原子力事業者により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、E R Cに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）と、原子力防災センターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「合同現地警戒本部」という。）を設置し、県及びP A Z を含む市村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請することとしている。

ウ 市は、警戒事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地警戒本部から発生の連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地警戒本部との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集と対応に当たる。

エ 国の事故警戒本部は、P A Zを含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

この際併せて、気象情報を提供することとされている。

国の事故警戒本部は、県及びPAZ内の市村との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。

オ 市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。

また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、UPZにおける要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。

カ 原子力事業者は、事象の経過、対策の実施状況等について、速やかに、また定期的に、国、県、市及び関係市町村、その他必要な機関に連絡するとともに、連絡の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事象の状況等についても定期的に広報する。

キ 市は、必要に応じて、発電所における事象の経過や対策の実施状況等を的確に把握するため、原子力事業者に説明員の派遣を要請する。

また、必要に応じて、職員を発電所に派遣する。派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに市の原子力災害警戒本部へ報告するものとする。

ク 市は、発電所の状況や、放射線の影響の有無について、市内の住民等に対し、防災行政無線等により逐次広報する。

県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、原子力事業者からの連絡の内容、発電所の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動について、住民等及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

ケ 市は、県、国、関係市町村及び防災関係機関等と相互に緊密な情報交換を行うなどにより、連携して対応に当たるものとする。

4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等

(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送信する（原災法第10条に基づく通報）。さらに、直ちに本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。

イ 市は、原子力防災管理者から原災法第10条に基づく通報を受けた場合、直ちに原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置し、応急対策活動に必要な体制を構築し、対応に当たる。

ウ 国は、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の現地事故対策本部」という。）を設置する。

エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、県及び重点区域を含む市町村、県警察に連絡する。

国の事故対策本部は、本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。

オ 国の事故対策本部は、P A Zを含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、U P Zを含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。

カ 市及び県が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため市及び県より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と市及び県は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

キ 市は、国の事故対策本部又は県の要請により、P A Zにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備を実施するとともに、U P Zにおける住民等の屋内退避の準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難に際しての注意点（避難に必要な持参物や集合場所等）も伝達する。

ク 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。

ケ 国の事故対策本部から連絡を受けた国の事故現地対策本部は、市及び県に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

コ 市は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の現地事故対策本部、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、隨時連絡することとする。

サ 国の事故対策本部は、U P Z外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

シ 県は、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施が円滑に進むよう関係市町村に対し要請する。

ス 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

(2) 通報がない場合の連絡

ア 県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、原災法第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官

に連絡するとともに、原子力事業者に確認を行う。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果を原子力規制委員会及び県、本市を始めとする関係市町村に連絡する。

5 全面緊急事態における通報・連絡等

(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡

ア 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファクシミリで送信する。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。

イ 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達する。

ウ 市及び県が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

エ 国は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発出に伴い、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置する。

国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに、指定行政機関、関係省庁、県及び市に連絡する。

オ 市は、内閣総理大臣による原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言及び原災法第15条第3項に基づく指示を受け、P A Zにおける住民等の避難、U P Zにおける住民等の屋内退避及び避難準備を実施することとし、住民等に対し、防災行政無線等により一斉伝達する。その際、発電所の状況や緊急時モニタリング情報、避難や屋内退避に際しての注意点等も伝達する。

カ 市は、原子力防災管理者、国、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、隨時連絡することとする。

キ 県及び国の原子力災害対策本部は、P A Zから避難してきた住民等の受け入れや、U P Z

の避難・一時移転先、輸送手段、**避難退域時検査**・簡易除染場所の確保等の防護措置の準備への協力を、U P Z外の市町村に対し要請する。

ケ 市及び県は、応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

6 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 国の事故現地対策本部は、県、本市を含む関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と共に、施設敷地緊急事態における情報を共有し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、原子力防災センターに現地事故対策連絡会議を組織する。

市は、これに職員を派遣する。

イ 市は、現地事故対策連絡会議において、国、県、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者等と、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、情報を共有するとともに、市が行う応急対策活動について必要な調整を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 国の原子力災害現地対策本部は、県、本市を含む関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と共に、全面緊急事態における情報を共有し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力防災センターに原子力災害合同対策協議会を組織する。

市は、これに職員を派遣する。

イ 市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡する。

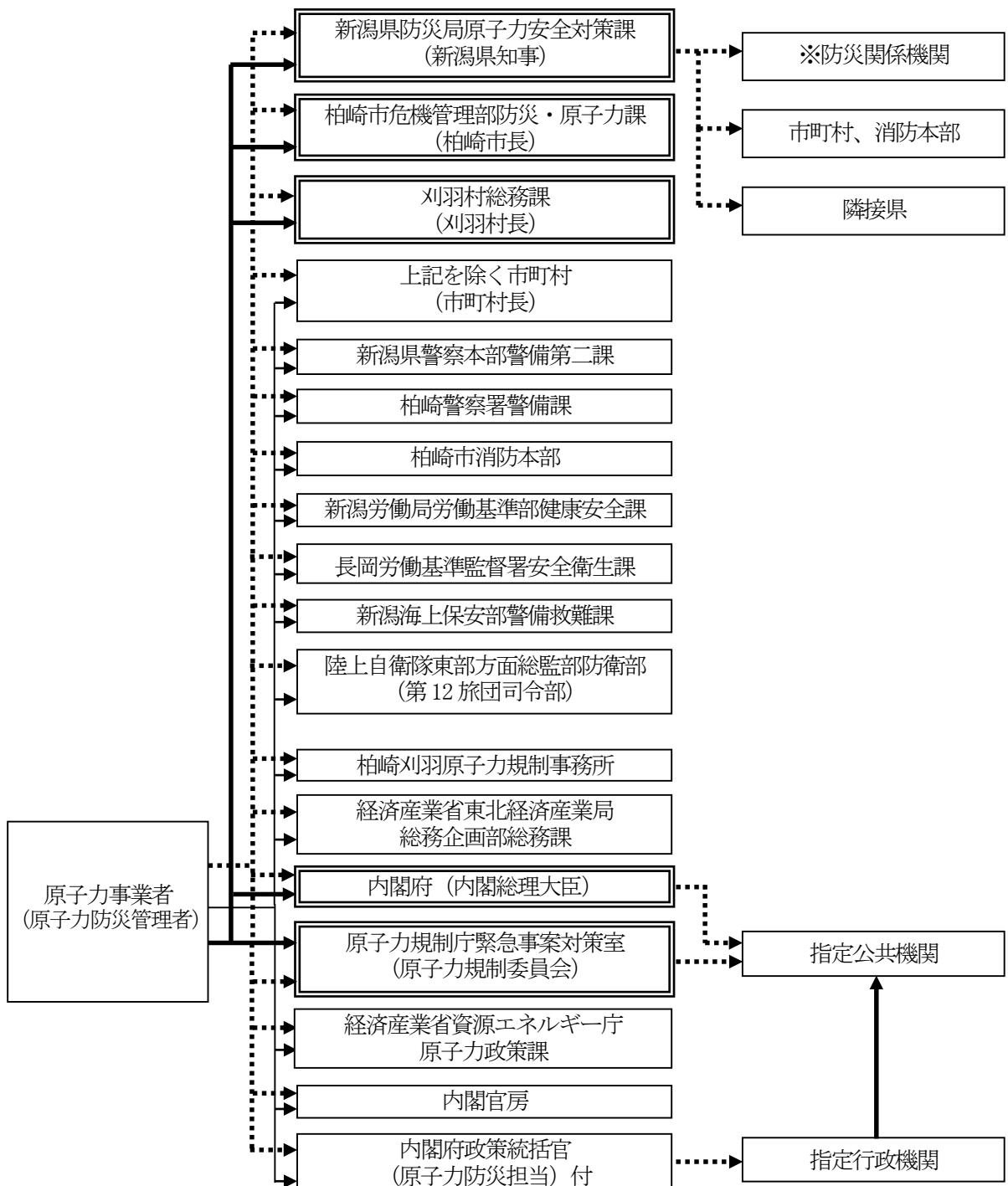
ウ 市は、原子力災害合同対策協議会において、国、県、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者等と、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等、情報を共有するとともに、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

7 通信の確保等

- (1) 市は、原子力事業者から通報・連絡があったときは、直ちに国、県、関係市町村及び防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。
- (3) 県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- (4) 国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。
- (5) 県は、国の原子力災害対策本部から伝達された内容を、市及び市消防本部に連絡する。

原災法第10条第1項、東京電力株と市町村との安全協定等に基づく通報経路

(発電所内での事象発生時の通報経路)



新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) より

第3節 広域的応援対応

1 方針

市及び県は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

2 応援要請

- (1) 市は、必要があると判断した場合は、県及び国に対し速やかに応援要請を行う。
- (2) 市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに原子力災害時相互応援協定等の各種応援協定等に基づく応援要請を行う。
- (3) 市又は市消防本部は管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村又は地域の代表消防本部に要請を行う。
- (4) 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市から連絡があった場合は、消防庁に対し速やかにその応援等の要請をする。
- (5) 県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は都道府県警察に対して援助の要求を行う。

3 自衛隊の派遣要請等

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請をするよう求める。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請をするよう求める。

- (2) 派遣の内容は次のとおりとする。

- ア 緊急時モニタリング支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 避難者等の搜索救助
- オ 消防活動
- カ 応急医療・救護・防疫
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安及び除去
- ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

- (3) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は、県は、派遣部隊の長等からの要請により、派遣部隊の被ばく管理を行う。

この際、県緊急時医療本部の原子力災害医療派遣チームは、派遣部隊の被ばく管理を行い、

これが困難な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して被ばく管理要員の派遣要請を行う。

4 災害支援活動拠点

市、県及び国は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

5 応援に係る留意事項

応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、県及び市は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

第4節 緊急時モニタリング等

1 方針

県は、緊急時において、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

2 緊急時モニタリング等の態勢

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機材等の更なる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し、緊急時モニタリングへの応援を要請する。

3 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。

また、緊急時モニタリングの実施に当たっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。

4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表

国は、妥当性の確認がなされた緊急時モニタリングの結果を、正確に、分かりやすく、また迅速に公表することとされている。

また、県及び市は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、市内外の住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速かつ的確な情報提供

市は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

なお、広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難・屋内退避等の必要性及び住民等がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

(2) 定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(3) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、市や県等が講じている応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難経由所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。なお、その際、広報車、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、広域避難者等に対しても情報が伝わるよう十分配慮する。

(4) 情報の一元化

市は、原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

(5) 多様な媒体の活用

市は、情報伝達に当たって、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否

情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。

(6) コミュニティセンターを活用した情報提供

市は、コミュニティセンターを災害時の地域情報集積地として位置付け、必要に応じ職員を派遣し、原子力災害対策本部や地域からの情報収受及びその伝達のほか、自主防災組織等への情報提供に努める。

(7) 指定避難所外避難者の把握

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

県は、市が指定避難所以外に避難した住民等の所在を把握することについて、市に協力する。

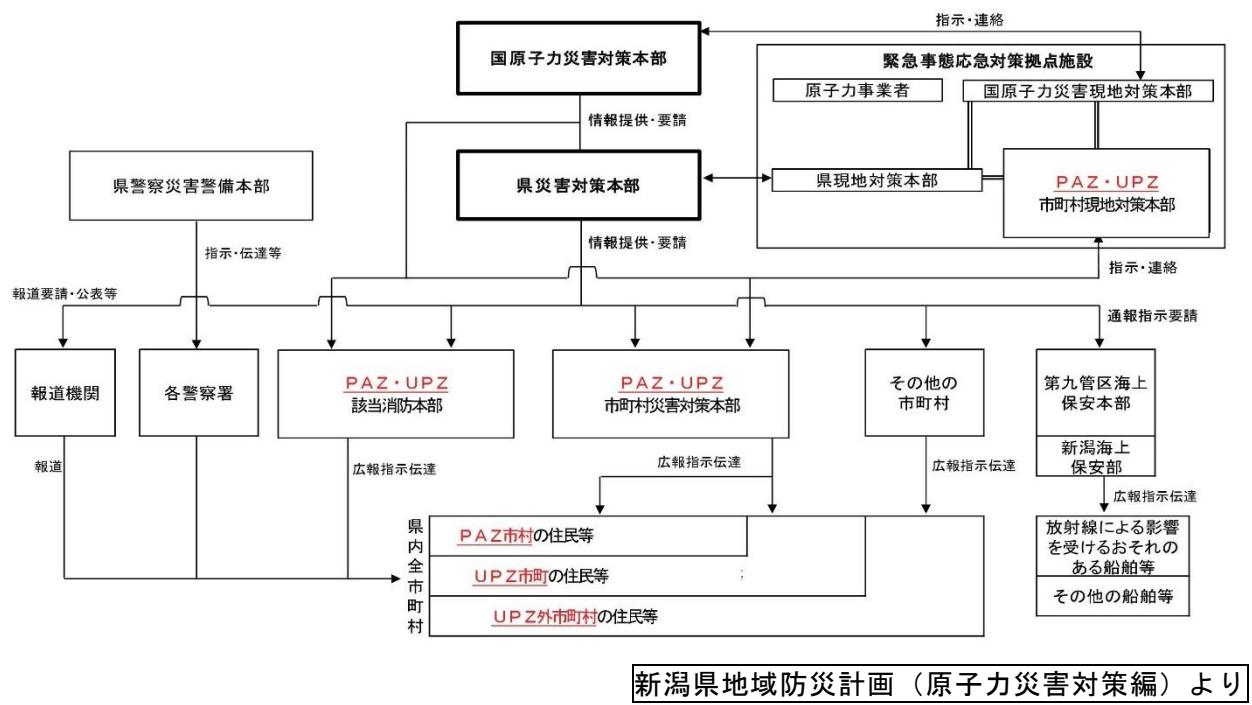
3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、県、国及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

4 原子力事業者の広報

原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動

1 方針

市は、緊急時において、住民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

2 避難・屋内退避等の指標

市は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから住民等を防護するため、緊急事態等の状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の防護措置を講ずる。これらの措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原子力災害対策指針に定められているOILの基準によるほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

3 避難・屋内退避等の対応方針

- (1) 市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、PAZにおける避難及びUPZにおける屋内退避を主とする防護措置を実施する。
- (2) 市は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、県及び国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施するが、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。
- (3) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接

的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

- (4) 市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。
- (5) 市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。
- その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。
- (6) 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。

4 避難・屋内退避の実施

(1) P A Zの住民等への避難指示等

ア 市長は、警戒事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備の開始を指示する。

また、県は、国の要請等により、U P Z外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。

イ 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、P A Z内における避難の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、P A Zを含む市村にその旨を伝達する。

また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、U P Z内における屋内退避の準備を行うとともに、U P Z外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。

ウ 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。また、P A Z内における避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、防災行政無線等で住民等に対し、避難準備の開始を指示する。

エ 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、P A Z内の避難等を行うこととし、P A Zを含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態対策を実施する。

また、P A Z内の避難の実施に併せて、国の要請等により、U P Zを含む市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう指示するとともに、避難者を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び避難経由所を確認し、受入市町村に対して、P A Zを含む市村から避難してきた住民

等の受入れやUPZを含む市町が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、屋内退避の実施を指示する。

オ 市長は、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、P AZ内の住民等に、防災行政無線等で、直ちに避難をするよう指示する。

また、市及び県は、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には国に要請する。

(2) UPZの住民等への屋内退避指示等

ア 市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。

また、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、市から出される指示等に留意するよう要請する。

イ 県は、国の要請等により、市町村と協力し、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。

(3) UPZの住民等への避難指示等

ア 知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、市に対し避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、市町を経由して、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民の受入れを要請する。

（ア）緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合

（イ）国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

イ 市長は、避難区域が特定され、県又は国から避難の要請又は指示があった場合には、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

ウ 市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、市と国及び県はそれぞれが実施する対策などについて相互に協力するものとする。

- ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(4) 県及び国への支援の要請

市は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、また、原子力災害対策指針を踏

また、国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき、O I Lの値を超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難指示等必要な緊急事態対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県及び国に支援を要請する。

(5) 避難手段

- ア 避難手段は、原則自家用車とする。ただし、市及び県は、バス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑な避難を実施する。
- イ 市は、輸送手段が不足する場合は、県に要請し必要な避難車両等を確保する。
- ウ 市は、避難の際の交通渋滞を考慮し、交通・道路状況について、県、県警察及び道路管理者からの意見を聞き、円滑に避難できる経路を住民等に示す。
- エ 自家用車両等の利用が困難な住民等については、あらかじめ指定した集合場所から市及び県が手配する車両等により避難を実施する。

(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等

市は、住民等の避難誘導に当たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、避難退避時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

また、県は、これら情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。

ア P A Zにおける避難の実施

市は、避難の指示をした場合、P A Z内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

イ U P Zにおける避難の実施

市は、避難の指示をした場合、U P Z内の避難区域に指定された地区の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

(7) 避難の実施における県、受入市町村及び防災関係機関との連携

市は、県及び防災関係機関と連携し、避難を実施する。また、市及び受入市町村は、県と連携し、あらかじめ指定した避難経由所及び避難所を開設する。

ア 県は、市に対し、避難や住民等に対する周知について支援する。

イ 市は、円滑な避難が実施できるよう、住民等に対し、県警察等が実施する交通規制、誘導の指示に従う旨周知する。

ウ 市は、要配慮者や自家用車両等の避難手段がない住民等に対し、県の協力を得て手配する公共輸送機関及び自衛隊等の協力により輸送を行う。

エ 市は、道路の寸断等により、陸路での避難が実施できない場合は、放射性物質の放出状況を考慮しながら、空路及び海上輸送が必要と見込まれる場合は、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力により、空路及び海上輸送を行う。

オ 市は、県及び防災関係機関と協力し、避難を指示した後、避難区域内に残留者がいないか確認を行う。

カ 市は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた避難計画に基づき、

住民等に対する避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

なお、市は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

キ 市は、道路管理者から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

ク 県は、住民等の避難誘導に当たっては、市に協力し、避難経由所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。

ケ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。

コ 市は、防災関係機関の協力を得て、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、国及び県に報告する。

サ 市は、原子力災害対策本部と受入市町村との連絡調整のため、受入市町村に職員を派遣する。

シ 市は、市庁舎及び代替施設が避難区域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。なお、市は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

ス 県は、市及び受入市町村と連携し、それぞれの避難所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

セ 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。

ソ 受入市町村は、あらかじめ指定した避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、市と連携して避難者を支援する。

タ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の運営に当たり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点、人権の保護等幅広い観点から、避難者的心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努める。

チ 受入市町村は、県、県警察及び市と協力し、避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

ツ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。また、避難者の流入により避難経由所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難経由所・避難所又は新たに開設した避難経由所・避難所で受け入れ、避難経由所・避難所の管理者を通じて避難者に情報伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

テ 放送事業者は、避難、屋内退避の指示があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

(8) 屋内退避の実施における留意点

ア UPZ内の屋内退避は、原則自宅等で実施するが、市は、一時滞在者等に対し、必要に

応じ屋内退避に供する施設を開設する。

- イ 市は、屋内退避を指示する際、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、屋内退避における留意点を住民に周知する。
- ウ 市は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づくO I Lの値を超えるおそれがある状況を考慮し、屋内退避の実施と併せ避難準備を実施する。
- エ 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。
なお、市は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、避難の実施について、国、県と調整する。

5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査等の実施

県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域から避難する際に、住民等に対する避難退域時検査及び除染を実施する。

6 要配慮者等への支援

市は、県及び防災関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活において、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

- (1) 市及び県は、警戒事態が発生した場合、P A Zにおける施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、市は、P A Zにおける施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。

なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。

また、U P Z内においては、要配慮者の屋内退避を準備する。

- (2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりP A Z内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。

また、U P Z内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。

県は、U P Z外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。

また、市及び県は、全面緊急事態が発生した場合、U P Zの住民等の避難に備えて避難車両の手配を開始する。

- (3) 市は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」における

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者による呼びかけや介助により、適切な避難支援等を実施する。

- (4) 病院等医療機関、社会福祉施設等は、避難の指示があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難について、あらかじめ定めた施設ごとに定めた避難計画に基づき実施するものとする。なお、防護対策を実施している施設においては、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者等は、安全な避難の準備が整うまでの間、防護区画内での屋内退避を実施するものとする。
- (5) 市は、要配慮者の避難及び屋内退避が困難な場合には、自衛隊等の防災関係機関に避難等の支援を、県を通じて要請する。
- (6) 市は、県と協力し、避難することとなった要配慮者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。
- (7) 県は、市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。
- (8) 市は、県及び関係機関の協力を得て、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立する。また、避難所に要配慮者の設備が整っていない場合は、必要に応じ、福祉避難所の開設や他の施設等に移送する。

7 学校等施設における避難措置

- (1) 市は、学校等施設において、生徒等の在校時に警戒事態が発生した場合は、あらかじめ定めた計画及び手順に基づき、生徒等を保護者へ引き渡すよう施設管理者に要請する。
学校等施設管理者は、生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。
- (2) 学校等施設管理者は、避難又は屋内退避の指示等があった場合、あらかじめ定めた計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとし、市又は県に速やかにその旨を連絡する。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

公共施設、商業施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき対応するものとする。

9 交通の規制及び立入制限等の措置

県警察は、避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施し、県及び市と連携して住民等にその内容を周知する。

県警察、道路管理者等は、市長が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を挙げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。

10 感染症流行下での防護措置

市及び県は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民の被ばくのリスクとウイルスの感染拡大によるリスク双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

11 避難所等の開設・運営等

- (1) 市、受入市町村は、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。
- (2) 受入市町村は、初動期において市及び県と協力し、避難所ごとに人数を始め避難者に係る情報の早期把握に努める。
- (3) 受入市町村は、初動期に市、県及び防災関係機関等と協力し、男女双方及び性的少数者の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施するものとし、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。
- (4) 避難所の運営は、初動期においては、受入市町村が行う。市は、できるだけ早期に避難所への職員の配置等必要な体制を整え、受入市町村及び県と協議の上、これを引き継ぐものとする。また、運営に際しては、町内会や自主防災組織、避難者の協力を得て行うものとする。
- (5) 受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、市と協議の上、市にこれを引き継ぐ。
- (6) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるとともに、避難が長期化する場合には、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所の確保等に留意する。
- (7) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に十分配慮する。
- (8) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、要配慮者の心身双方の健康状態及び待遇には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉避難所の開設、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (9) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、必要に応じ、避難所における家庭動物のための保護場所の確保に努める。
- (10) 市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (11) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者の二次的な避難施設として、旅館やホテル等への避難を検討する。
- (12) 市は、受入市町村と連携し、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

12 避難者及び屋内退避者の生活支援

- (1) 市は、県及び防災関係機関等と協力し、避難者及び屋内退避者に対する生活支援に努める。
- (2) 市は、必要に応じて、避難所及び屋内退避等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の調達等への協力を県に要請する。県は、市から協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

なお、供給に当たっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮する。
- (3) 市及び県は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。
- (4) 市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。
- (5) 市は、町内会・自主防災組織等を通じて、要配慮者等を優先しながら物資を配布する。
- (6) 市は、屋内退避を実施している地域での水道の供給及び下水道の確保に努める。
- (7) ガス、電気、電話等のライフライン事業者は、県及び市と協力し、屋内退避を実施している地域での供給を確保する。
- (8) 市は、受入市町村の協力のもと、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料並びに物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。
- (9) 市は、県及び国に対し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所生活の早期解消に努めることを求める。
- (10) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

13 市の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた代替施設へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。
- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策を始めとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

14 原子力被災者生活支援チームとの連携

国は、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原子力被災者生活支援チームを設置する。

市及び県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の事項について総合的かつ迅速に取り組むものとする。

- ・避難指示区域等の設定・見直し
- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・飲食物の出荷制限・摂取制限
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施

15 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

市長は、内閣総理大臣による緊急事態解除宣言が発出された後、又はその指示に従い、緊急時モニタリングの結果、放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、県及び国と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

(2) 屋内退避指示の解除

市長は、内閣総理大臣による緊急事態解除宣言が発出された後、又はその指示に従い、又は緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る県及び国の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第7節 治安の確保

1 方針

市、県及び関係機関は、緊急時には、早期に治安の確保のための体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

2 警戒区域の設定等

(1) 市は、必要があると認められる場合は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市に当該区域の設定を指示する。

(2) 県は、市が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。

(3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難を指示した区域については、県警察と連携し窃盗等の各種犯罪の未然防止の対策を講ずる。

3 警戒区域への立入制限措置

- (1) 県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立ち入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。
- (2) 市及び県は、警戒区域を設定した場合、防災行政無線及び多様なメディアを活用し、広く住民等に対して警戒区域の周知を図る。

4 交通対策活動

(1) 交通規制

ア 県警察等は、警戒区域が設定された場合、市及び県と協力し、交通規制を実施する。
イ 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じて、運転者等に周知徹底を図る。

(2) う回対策

県警察等は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

5 警戒警備活動

- (1) 市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保等について県及び関係機関と連携し、万全を期する。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺において、県警察と連携し、治安の確保等に努める。
- (2) 県警察等は、応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民等の不安解消に努める。

6 飛行規制措置

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、又は及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプターの活動等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請する。

第8節 原子力災害医療の実施

1 方針

県は、緊急時において、住民等の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講じることとしている。市は、県が行う緊急時における原子力災害医療について協力する。

また、市は、県と連携し、国の指示に基づき、住民等に安定ヨウ素剤の配布及び服用に必要な措置を講じる。

2 県緊急時医療本部の設置

県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じて住民検査班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療

活動を行うこととしている。

3 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は国の原子力災害現地対策本部長））、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

4 原子力災害医療活動の実施

原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

(1) 初期対応

ア 避難退域時検査班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の避難退域時検査及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。

イ 県は、避難所等に救護所を開設し、救護班は、救護所において被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。

ウ 原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う。

(2) 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するともに、必要に応じて入院診療等を行う。

(3) 高度被ばく医療

原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく傷病者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。

(4) 要配慮者等への配慮

県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

5 安定ヨウ素剤の服用

原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市が住民等に指示することにより服用させるものとする。

また、国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び市に伝達するものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

市及び県は、安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対し、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速や

かに安定ヨウ素剤を服用するよう、伝達する。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

市及び県は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師等の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布するものとする。

(3) 市及び県は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断や国の原子力災害対策本部の指示を得ることができない場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、独自の判断により、服用が必要な住民等に対し、服用を指示する。

6 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送

原子力災害拠点病院への傷病者の搬送は、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、市消防本部の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行うこととされている。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

1 方針

市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の国の指示及び要請並びに県の指示に基づき、市域内の飲食物及び地域生産物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施する。

2 検査の実施

県は、国からの指示及び要請に基づき、又は、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施し、市はこれに協力する。

3 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう県及び市に指示することとされている。

(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示するものとされている。

(3) 県は、国の指示及び要請並びに放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するよう市に指示し、市はこれを実施する。

また、県及び市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制

限の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起を実施する。

4 農林水産物の採取及び出荷制限

(1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示する。

ア 農作物の作付制限

イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止

ウ 農林水産物等の出荷制限

エ 肥料・土壤改良材・培土・飼料及びその用原木等の施用・使用・生産・流通制限

オ その他必要な措置

(2) 市は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、上記措置を講じるよう指示する。

5 飲料水及び飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県と協力し、住民等へ代替飲料水、飲食物を供給するなどの応急措置を講ずる。

第10節 緊急輸送活動

1 方針

市及び県は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

2 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市及び県は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長、災害応急

対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

- エ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。
- ウ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。それでも不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場等において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

(4) 交通・運送事業者による車両調達等

- ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。
- イ 県は、輸送に従事した者に対し、避難退域時検査等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

3 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

なお、災害対応に使用する車両に関しては、災害対策基本法及び原災法に基づく手続等に従い対応する。

市、県及び道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

4 輸送体制

(1) 陸路による輸送

- ア 市及び県は、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報を把握する。
- イ 市及び県は、県警察と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。
- ウ 市、県及び道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- エ 市及び県は、県警察、道路管理者と協力し、交通状況を迅速に把握する。
- オ 市、県、県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関及び住民等に対して周知を図る。
- カ 市及び県は、鉄道によって輸送する場合は、鉄道事業者と協議して行う。

(2) 空路による輸送

- ア 市は、発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への空路による輸送が必要な場合、県に対し、ヘリコプター等の出動を要請する。県は、放射性物質の影響を踏まえた上で、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。
- イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。
- ウ 市は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。

(3) 海路による輸送

市及び県は、陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施する。

第11節 救助・救急及び消火活動

1 方針

市は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

2 活動内容

- (1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、県に対し、救助・救急及び消火活動の応援を要請する。県は、市から応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 県は、市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を消防庁等に要請する。なお、要請時には次の事項に留意する。
 - ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
 - イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

3 原子力事業者の消火体制

原子力事業者は、発電所の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確認しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

4 海上における救助・救急対策

- (1) 市は、海上における災害を認めた場合は、県を通じ速やかに第九管区海上保安本部等に救助、救急活動を要請する。
- (2) 県は、市から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、第九管区海上保安本部等に対し応援を要請する。また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

5 空からの救助・救急対策

- (1) 市は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、県と共に迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。
- (2) 県は、市から空中からの救助、救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、県消防防災ヘリコプター、ドクターへリによる救助・救急活動を行うとともに、県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。
- (3) 県は、関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し要請する。

第12節 防災業務関係者防護対策

1 方針

市は、県の協力のもと、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

2 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県、国の原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）及び原子力事業者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動が取れるよう配意する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばく②可能性がある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。

(2) 防護対策

ア 市は、必要に応じ市が管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 市は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、県及び防災関係機関に対して、防護資機材の調達の協力を要請する。さらに、不足が生じた場合は、原

子力合同対策協議会等の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標（放射線防護に係る法令の適用を受けない者）

対象	指標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 mSv を上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 mSv を上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を合わせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 mSv 皮膚：等価線量で 1 Sv

イ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

ウ 市は、県と連携し被ばくの可能性がある環境下で災害応急対策に従事する職員の被ばく管理を行う。

エ 市は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

県は、原子力防災センターに被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

オ 県は、緊急時医療本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと、職員等の被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

カ 県、市及び防災関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市が管轄する防災

業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保する。

キ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、県、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力に努める。

2 原子力事業者等の活動

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡する。
- (2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
 - ・消火及び延焼の防止の措置
 - ・立入制限区域の設定
 - ・環境放射線モニタリングの実施
 - ・核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
 - ・付近にいる者の避難
 - ・放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
 - ・その他放射線障害の防止のために必要な措置等

3 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。

4 消防機関の活動

事故の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子

力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

6 海上保安部署の活動

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

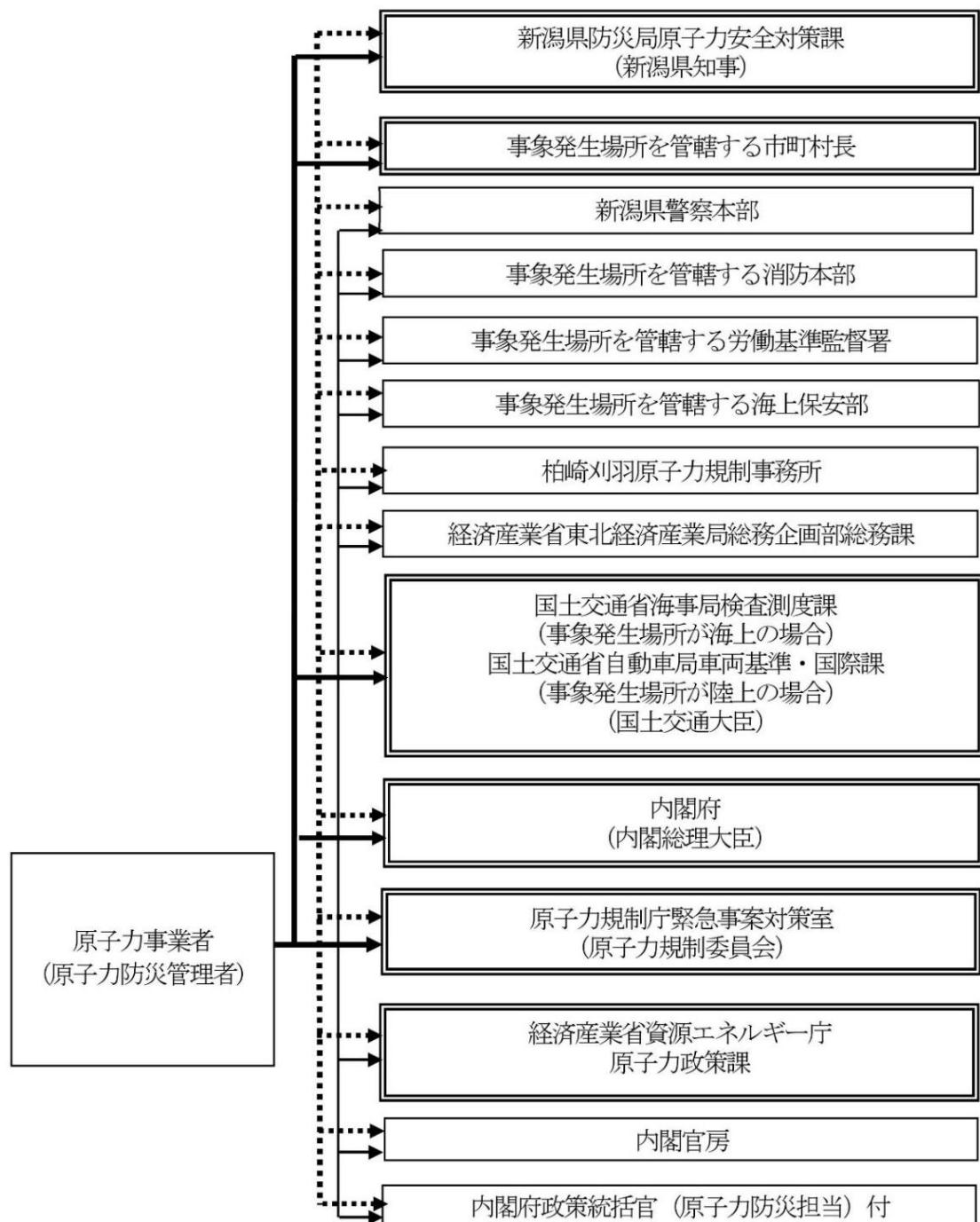
7 市及び県の活動

市及び県は、事故の発生を確知した場合、事故の状況の把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、消防及び警察機関の協力を得て、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

原災法に基づく第10条第1項に基づく通報経路

(事業所外運搬での事象発生時)

【新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から抜粋】



■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先

→: 電話によるファクシミリ着信の確認

→: ファクシミリによる送信

→: 電話等による連絡

第4章 複合災害対策

第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

1 方針

市は、大規模自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、自然災害等に対応する災害対策本部と併せて、原子力災害に対応する原子力災害対策本部又は原子力災害警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

2 災害対策本部等の設置基準

第3章第1節2に準じる。

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

第3章第1節3(1)に準じる。

(2) 設置場所

第3章第1節3(2)に準じる。

(3) 組織、所管事務、本部会議及び廃止

第3章第1節3(3)、(4)、(5)及び(6)に準じる。

4 原子力災害対策本部の設置

(1) 設置基準

第3章第1節4(1)に準じる。

(2) 設置場所

第3章第1節4(2)に準じる。

(3) 本部設置の周知、本部の組織及び運営等

第3章第1節4(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に準じる。

第2節 複合災害時における応急対策

1 方針

市は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、県、国及び関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、ヘリコプターテレビ伝送システム等あらゆる手段を活用し、

道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

3 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの被災の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行うこととし、市はこれに協力する。

- (1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の代替測定により対応する。

また、県は、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

なお、県は、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。

- (2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の収集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、国の緊急時モニタリング実施計画の策定に協力し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。
- (3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、関係道府県に対し原子力災害時相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。

4 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること又は広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。
- (3) 市は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

5 避難・屋内退避等の防護措置

- (1) 避難・屋内退避等実施に係る防護活動

ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。

なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に当たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。

イ 市及び県は、大規模自然災害等が発生した場合は、避難、屋内退避等に時間要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置実施を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

ア 市は、大規模自然災害等による家屋等の倒壊や道路損壊などによる事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導に当たり十分注意する。

イ 市は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、県警察及び防災関係機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 避難所等の運営

ア 受入市町村は、大規模自然災害による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。

イ 県は、避難所等の被災によりさらに広域避難が必要となった場合、受入市町村の区域を越えた対応を行う。

ウ 市は、県、受入市町村及び防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。

エ 市は、県及び受入市町村と協力し、避難所等において情報を的確に住民等に伝達する。

オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。

6 原子力災害医療の実施

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応により、医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営や避難退域時検査実施に当たって、混乱が生じないよう対応する。
- (3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用計画を作成する。

7 緊急輸送活動

- (1) 市は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、県、指定地方行政機関及び道路管理者等と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。
- (2) 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

また、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行い、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。

8 救助・救急及び消火活動

市及び県は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。

なお、要請先へは、発電所の状況、避難・屋内退避等の防護対策及び放射性物質や空間放射線量率等の状況について、情報提供する。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

内閣総理大臣は、緊急時モニタリングの結果等を勘案して原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態解除宣言を行うとともに、原災法第15条第4項の規定により、原子力災害事後対策を実施する区域を指定し、国、県、市及び関係機関は、原子力災害事後対策を実施することとしている。

市及び県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、県及び国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策における避難区域等の設定を行う。

第4節 放射性物質による汚染の除去等

市は、復旧・復興に遅れが生じないよう、県、国、原子力事業者及び関係機関とともに、国が整備するガイドライン等をもとに放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うとともに、廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、緊急事態応急対策として実施された、立入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に復旧に向けた環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。市は住民等に対し周知徹底を図る。

その後、平時からの環境放射線モニタリング体制に移行する。

第7節 災害記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

市は、県の協力を得て、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 被害状況調査の実施

市は、県の指示と協力により、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

3 健康調査の実施

市は、県及び国と協力し、原子力災害時に緊急事態応急対策を講じた区域の住民等に対し、継続的な健康調査を実施する。

4 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

第8節 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

市は、県、国及び防災関係機関と連携し、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第9節 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者等の生活支援

- (1) 市は、県、国及び関係団体等と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置し、市外及び県外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等の協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。
- (4) 原子力事業者は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する

など必要な体制を整備する。

なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとされている。

第10節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県、防災関係機関を始め、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、科学的根拠に基づく放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

第11節 被災中小企業等に対する支援

市は、中小企業等の被災状況を確認し、県と連携し支援方針を定めた上で、必要に応じて、国と協調した中小企業高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付及び税の軽減などの支援措置を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第12節 物価の監視

市及び県は、国の協力を得て、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、生活関連物資の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第13節 原子力事業者への要請

市は、原子力災害事後対策を的確かつ円滑に実施するため、必要に応じて原子力事業者に対して要員の派遣や除染等に必要となる原子力防災資機材の貸与を要請する。